

〔平成22年度〕 〔平成23年度〕
児童育成事業推進等対策事業 ➡ **児童環境づくり基盤整備事業**

700百万円 → 200百万円

(主な内容)

児童健全育成に資する模範的・先駆的事業等への助成

1 予算額の推移

(単位:百万円)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度予算案
予算額	1,000	900	900	700	200
(都道府県事業分)	500	500	500	400	200
(市町村事業分)	500	400	400	300	—

2 事業内容

近年の出生率の低下に伴う少子化、核家族化や都市化の進展等、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、模範的・先駆的な児童健全育成事業を実施し、その成果を全国に向けて発信することで、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを支援する。

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

※市町村(特別区を含む。)事業分は平成22年度限りで廃止

4 補助率

定額(10/10相当)

(資料3)

「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」の一部改正について 新旧対照表 (案)

(別添)

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「<u>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</u>」により、<u>都道府県、指定都市及び中核市が行う事業を交付の対象とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、<u>次の事業を交付の対象とする。</u></p> <p><u>(1) 児童育成事業推進等対策事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童育成事業推進等対</u></p>

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</u></p> <p>(2) <u>民間児童館活動事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) <u>児童福祉施設併設型民間児童館事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) <u>地域子育て環境づくり支援事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) <u>地域組織活動育成事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</u></p>

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

児童環境づくり基盤整備事業に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額

(削除)

(削除)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第

<p>(削除)</p>	<p><u>3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> <p>(3) <u>市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）</u></p> <p><u>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</u></p> <p><u>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</u></p> <p><u>イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(4) <u>社会福祉法人等分</u></p> <p><u>別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額</u></p> <p><u>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</u></p>

<p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p><u>(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</u></p> <p><u>(3) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p> <p><u>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、<u>市町村(特別区を含む。)</u>にあっては<u>10万円</u>に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p><u>(1) 直接補助事業に係る場合</u></p> <p><u>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</u></p> <p><u>ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p> <p><u>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</u></p> <p><u>(2) 間接補助事業に係る場合</u></p> <p><u>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げ</u></p>
--	--

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

る条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において（1）のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、（1）のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と（1）のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(削除)

(削除)

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(削除)

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	推進等対策事業費		
	1 児童育成事業推進等対策事業 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	2 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,799,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり899,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 2,968,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,484,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3
3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 9,999,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり4,995,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3	

(削除)

地域子育て支援に必要な経費	健全育成推進 事業費	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり 年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3
	市町村児童環境づくり 基盤整備事業費	5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当助定

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

歳出予算科目	交付決定額	補助率	地方公共団体						備考	
			歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助金相当額		支出済額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童育成事業推進等対策事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円			円	円	円

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
 2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明記すること。

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当助定

(都道府県・指定都市・中核市名)

歳出予算科目	交付決定額	補助率	地方公共団体						備考	
			歳入			歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助金相当額		支出済額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) 児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円			円	円	円

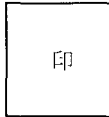
(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
 2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明記すること。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2)
- 4 添付書類

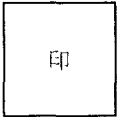
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 (別表 2)
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 3)
- 5 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

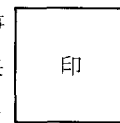
- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表 1)
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2)
- 6 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表 (別表 1)
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 (別表 2)
- 6 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 3)
- 7 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表

対 象 経 費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
支出予定額①	寄付金その他の 収入額②	差 引 額 (①-②)③				
円	円	円	円	円		

別表2

平成 年度児童環境づくり基金整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	差
	支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額③(①-②)				
	円	円	円	円	円	円	円

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基準額	国庫補助基本額	国庫補助額	差
	支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額③(①-②)				
	円	円	円	円	円	円	円

※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別表2

平成 年度児童福祉法に基づく基礎整備事業費(国庫補助金形要額内訳表)

2. 指定都市・中核市分

(1) 児童育成施設整備等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費			国庫補助率	国庫補助率未満額	国庫補助額	国庫補助額
	支出予定額	① 委託金等の引当額	② 収入額				
	円	円	円	円	円	円	円

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			国庫補助率	国庫補助率未満額	国庫補助額	国庫補助額
	支出予定額	① 委託金等の引当額	② 収入額				
	円	円	円	円	円	円	円

※地域子育て支援事業

(3) 市町村児童福祉法に基づく基礎整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市・中核市名	区分	対象経費			国庫補助率	国庫補助率未満額	国庫補助額	国庫補助額
		支出予定額	① 委託金等の引当額	② 収入額				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	(1) 小型児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2) 児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費	円	円	円	円	円	円	円 うち、事業実施期間6月未満 円 国庫補助額5の内訳
	合計	円	円	円	円	円	円	民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4) 市町村児童福祉法に基づく基礎整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			国庫補助率	国庫補助率未満額	国庫補助額	国庫補助額
	支出予定額	① 委託金等の引当額	② 収入額				
	円	円	円	円	円	円	円

※地域子育て支援事業

(削除)

1. 資料区分

(11)-1 動物性栄養成分(乳製品類)の含有率(%)

動物性成分	区分	対称関係		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		①	②									
QO産	民間児童福祉施設児童養育施設	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	児童福祉施設児童養育施設											(1)小児児童養育施設 55、児童福祉施設6月未満 円 (2)児童センター 55、児童福祉施設6月未満 円
	社	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	55、児童福祉施設6月未満 円
QO産	民間児童福祉施設児童養育施設	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	児童福祉施設児童養育施設											(1)小児児童養育施設 55、児童福祉施設6月未満 円 (2)児童センター 55、児童福祉施設6月未満 円
	社	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	55、児童福祉施設6月未満 円 児童福祉施設(3)の円
社			日	日	日	日	日	日	日	日	日	民間児童福祉施設 55、小児児童養育施設 円 55、児童センター 円 児童福祉施設児童養育施設 円

(削除)

(1)-2 市町村等設置費(以下後掲諸項目(過剰予算)に必要経費)

市 町 村 等	対 象 費			基 礎 費	運 定 費 (④)と⑤を比較して少 ない方の額(⑥)	(⑥)×2/31=⑦	国庫補助金 (⑧)と⑦を比較して少 ない方の額(⑨)	国庫補助金 (⑩)と⑧を比較して少 ない方の額(⑪)	国庫補助金 (⑫)と⑩を比較して少 ない方の額(⑬)	備 考
	支出先変更費①	国庫補助金の収入 費(①=②)	国庫補助金の収入 費(②)							
〇〇市										
〇〇市										
△△町										
市 〇市△町□市										

(削除)

4. 社会福祉法人等分

(1) 市町村児童福祉施設(児童福祉施設等)

社会福祉法人等名	区 分	対象施設				施設種 別	定 員 [国・自治体別に 区分(左の欄)⑤]	施設設置時期	国債補助金 [国・自治体別に 区分(左の欄)⑥]	国債補助率 [国・自治体別に 区分(左の欄)⑦]	国債補助額 [国・自治体別に 区分(左の欄)⑧]	備 考
		支出定額 ①	責任者 ②	施設 ③	種 別 ④							
〇〇法人	児童福祉施設等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童館 円 うち、事業実施期間の日本酒 円 (2)児童センター 円 うち、事業実施期間の日本酒 円
△△法人	児童福祉施設等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童館 円 うち、事業実施期間の日本酒 円 (2)児童センター 円 うち、事業実施期間の日本酒 円
社 団法人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	児童福祉施設等 小児児童館 円 児童センター 円

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計				か所

(削除)

b. 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショールーム ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				社 員	備 考
			小学1 ～3年生	小学4 ～6年生	そ の 他			
	△	△						

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
野外活動・地域サービス利用の環境等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		△		
合計	か所			

(削除)

(削除)

3 市町村分

(1) 市町村児童福祉課づくり基金等補助事業費

ア 民間児童福祉施設事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 社 (出 資 社)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業別に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「番号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童館全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 社 (出 資 社)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業別に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「番号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童館全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備 考
			か月	
小 計		か所		
小 計		か所		
合 計		か所		

(削除)

b. 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の選任 を担担する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				備 考
			小学1 ～3年生	小学4 ～6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
緊急活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
風潮児童の療育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3)の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		△		
小 社	か所			
小 社	か所			
小 社	か所			
合 社 (市町村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合 社			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合 社			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

(削除)

(削除)

別紙様式 4

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2)
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(削除)

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調査（別表1）
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表2）
- 6 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童福祉及び高齢福祉事業費国庫補助金所要額調査

市町村名	事業種目名	対 象 経 費			基準額(4)	国庫補助基本額	国庫補助額	備 考
		支出予定額(1)	委託金その他の 収入額(2)	差 引 額 (1)-(2) 三(3)		(3)と(4)を比較して少 ない方の額(5)	(5)	
	児童育成事業推進等対策事業費	円	円	円	円	円		

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式 6

番 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事



平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 金 _____ 円

2 平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調査 (別表)

3 市町村別補助金交付申請書

(削除)

別紙様式7

番 _____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 _____ 金 _____ 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調査 (別表)

5 市町村別補助金交付申請書

別紙様式4

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額表（別表1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表2）
- 3 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別紙様式8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表3）
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③-①)④	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童育成事業推進等対策事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額表

対 象 経 費			国庫補助基本額	要国庫補助額	交付決定額	受入額	差引過△不足額	備 考
差支出額①	寄付金その他の差引額	基準額④	(③)と④を比較して	⑥	⑦	⑧	(⑧-⑥)⑨	
円	円	円	少ない方の額⑤	円	円	円	円	

別表2

平成 年度児童福祉及び高齢福祉事業費国庫補助金額算額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			国庫補助基本額	国庫補助額	備	注
	支出額 (1)	交付金その他の差引額 取入額 (2) - (2) = (3)	(1) 基準額 (4)				
	円	円	円	円	円		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			国庫補助基本額	国庫補助額	備	注
	支出額 (1)	交付金その他の差引額 取入額 (2) - (2) = (3)	(1) 基準額 (4)				
	円	円	円	円	円		※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別添2
平成 年度児童福祉法(2)基礎調査結果報告(児童福祉施設)関係
2.指定区市・中核市分

(1)児童福祉施設運営費(児童福祉施設)

指定区市名	児童数			児童数	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設
	実支出額	児童数	児童数				
	円	人	人	人	円	円	円

(2)総合児童福祉施設(地域子育て支援)に必要な経費

指定区市名	児童数			児童数	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設
	実支出額	児童数	児童数				
	円	人	人	人	円	円	円

注:地域子育て支援センター

(3)市町村児童福祉法(2)基礎調査結果報告(児童福祉施設)に必要な経費

指定区市名	区分	児童数			児童数	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設
		実支出額	児童数	児童数				
合計	児童福祉施設運営費	円	人	人	人	円	円	円
	児童福祉施設運営費	円	人	人	人	円	円	円
	児童福祉施設運営費	円	人	人	人	円	円	円

注:児童福祉施設運営費の内訳
 (1)小児保健館 円
 (2)児童センター 円
 (3)児童福祉施設運営費 円

(4)市町村児童福祉法(2)基礎調査結果報告(地域子育て支援)に必要な経費

指定区市・中核市名	児童数			児童数	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設
	実支出額	児童数	児童数				
	円	人	人	人	円	円	円

注:児童福祉施設運営費

(削除)

1. 業務内容

(11)-1. 内資企業買取株式の取扱いと関係(受取の株主構成に示した通り)

買取株式	区分	株主構成		引当金		繰上金		繰上金		備考	
		買取株式	引当金	繰上金	繰上金	繰上金	繰上金				
Q0株	買取株式	日	日	日	日	日	日	日	日	(1) 小規模会社 全額 25. 買取株式額が10%未満 全額 (2) 買取株式 全額 25. 買取株式額が10%未満 全額	
	買取株式	日	日	日	日	日	日	日	日		全額 25. 買取株式額が10%未満 全額
	注	日	日	日	日	日	日	日	日		
Q0株	買取株式	日	日	日	日	日	日	日	日	(1) 小規模会社 全額 25. 買取株式額が10%未満 全額 (2) 買取株式 全額 25. 買取株式額が10%未満 全額	
	買取株式	日	日	日	日	日	日	日	日		全額 25. 買取株式額が10%未満 全額
	注	日	日	日	日	日	日	日	日		買取株式額が10%未満
注		日	日	日	日	日	日	日	日	買取株式額が10%未満 25. 小規模会社 日 25. 買取株式 日 買取株式額が10%未満 日	

(削除)

(1)-2 市町村児童福祉施設(児童福祉施設) (地域子育て支援に必要経費)

市町村名	対象経費			標準単価④	規定金額 ③と④を比較して少ない方の額⑤	(5)×(2)×⑥	標準児童数⑦	児童福祉施設基本額 (6)と⑦を比較して少ない方の額⑧	児童福祉施設標準額 (8)×1.2⑨	注
	児童福祉施設①	委託金その他の収入額②	差引額③ (1)-(2)×③							
〇〇市										
〇〇市										
△△市										
社 〇市△町□区										

※地域子育て支援経費

(削除)

4. 社会福祉法人等分

(1) 市町村児童福祉及び高齢福祉委員会

社会福祉法人等名	区 分	対象児童			児童数	選 定 額		児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設	備 考
		児童数	児童数	児童数		(1)の(4)を比較して少ない方の額	(2)×(2/3)＝(3)					
〇〇法人	児童児童福祉施設	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童福祉施設 うち、児童福祉施設6月未満 円 (2)児童センター うち、児童福祉施設6月未満 円
△△法人	児童児童福祉施設	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童福祉施設 うち、児童福祉施設6月未満 円 (2)児童センター うち、児童福祉施設6月未満 円
社 法 人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	児童福祉施設数の合計 小児児童福祉施設 円 児童センター 円

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2)-2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

(1) 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

(2) 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

(1) 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

(2) 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計				か所

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数			社	備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他		
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
野営活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3)の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		△		
合計	か所			

(削除)

(削除)

3 市町村分

(1) 市町村児童福祉づくり基金等備忘録

ア 民間児童福祉活動助成費

1 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童館名称	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	返状事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
会 社 (市 町 村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業別に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 返状事業欄：下記の「格号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童館全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

2 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童館名称	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	返状事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 社		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
会 社 (市 町 村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業別に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 返状事業欄：下記の「格号」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童館全育成相談支援事業一ウ、年長児童等来館促進事業一エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備 考
			か月	
小 計		か所		
小 計		か所		
合 計		か所		

(削除)

b. 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				社	備 考
			小学1 ～3年生	小学4 ～6年生	そ の 他			
	日	時間						

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓蒙活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3)の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小 社	か所			
小 社	か所			
小 社	か所			
合 社 (市 町 村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式9

番 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額調査（別表1）
- 2 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実績状況（別表2）
- 3 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年 年度 児童福祉費 児童福祉施設整備費 児童福祉施設整備費 児童福祉施設整備費

市町村名	事業種目名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)	交付法定額 (7)	額入 (8)	繰引過不足額 (9) = (6) - (8)
		総事業費 (1)	法人等の差引額 (2) = (1) - (3)	引当額 (3)						
	児童福祉施設整備費等対象事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式10

番 _____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告に関する進達について

標記について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金精算額 金 _____ 円

2 平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別精算額調書（別表）

3 市町村別補助金事業実績報告書

別表

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金精算額調書(児童育成事業推進等対策事業費)

都道府県名 _____

市町村名	対象経費			国庫補助基本額 ④(③と④を比較して 少ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	交付決定額 ⑦	受入法額 ⑧	差引過△不足額(⑧-⑥) ⑨
	総事業費① 円	交付金その他 収入額②(円)	差引額 ③(①-②)円					
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

(削除)

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備
事業費国庫補助金について、交付要綱 6 (6) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額 (要国庫補助金等返還相当額)

金 円

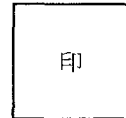
(注) 別添参考となる書類 (2 の金額の積算内訳等)

別紙様式 11

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長



平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備事業
費補助金について、交付要綱 6 (3) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額 (要国庫補助金等返還相当額)

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

(注) 別添参考となる書類 (2 の金額の積算内訳等)

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 核家族化の進行、児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、<u>児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図り、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。</u> <u>ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容 <u>次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。</u> <u>ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。</u> <u>（1）児童育成のための普及啓発事業</u> <u>（2）児童健全育成に資する模範的事業</u> <u>（3）児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業</u> <u>（4）児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議</u></p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 核家族化の進行、児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、<u>安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 <u>この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。</u> <u>（1）児童育成事業推進等対策事業（内容については、別添1のとおり）</u> <u>（2）民間児童館活動事業（内容については、別添2のとおり）</u> <u>（3）児童福祉施設併設型民間児童館事業（内容については、別添3のとおり）</u> <u>（4）地域子育て環境づくり支援事業（内容については、別添4のとおり）</u> <u>（5）地域組織活動育成事業（内容については、別添5のとおり）</u></p> <p>3 事業の実施方法等 <u>各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</u></p>

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他 (1) ~ (5) に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年での実施も可能とする。

(削除)

別添1

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であつて、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

（1）児童育成のための普及啓発事業

（2）児童健全育成に資する模範的事業

（3）児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

（4）児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

（5）児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

（6）その他（1）～（5）に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年での実施も可能とする。

(削除)

別添2

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣 旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

（1）自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

（2）子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

（3）児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

（4）年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。

（5）地域子育て支援拠点事業（児童館型）

本事業は、（1）～（4）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、次世代育成支援対策

交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日
雇児発第1128003号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業
に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助
成する事業
- (3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定
都市及び中核市が補助する事業

(削除)

別添3

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

1 趣旨

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

（1）児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

（2）併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

② 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

（ア）相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

（イ）啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別

保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

(3) 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業

(削除)

別添4

地域子育て環境づくり支援事業実施要綱

1 趣 旨

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

4 費 用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(削除)

別添5

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

- (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
- (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
- (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
- (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

(1) 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

(2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

	<p>(3) <u>児童の事故防止等活動</u> <u>地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>その他、児童福祉の向上に寄与する活動</u> <u>なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。</u></p> <p><u>5 費用</u> <u>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u> <u>(1) 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業</u> <u>(2) 指定都市及び中核市が助成する事業</u></p>
--	--